

## VI-3 乳幼児の健康・医療

### 1. 子どもの医療

日本の小児医療の水準は大変高く、乳児死亡率も世界最低の水準を保っています。専門の病院もありますが、まず近くの小児科にかかるのがよいでしょう。

### 2. 予防接種

乳幼児の予防接種は、下の表のものがああります。接種の日時、場所などは市町村で決められています。条件を満たせば概ね無料が原則で接種の記録が母子健康手帳に記載されます。詳しくは市町村の健康（保健）センターなどに問い合わせして下さい。（付録区-3 78ページ）

#### ■ 表 予防接種リスト

予防接種名	法律で定められた接種時期
三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）	生後3～90ヶ月未満（1期初回） 生後3～90ヶ月未満（1期追加 初回後6ヶ月以上の間隔おく）
二種混合（ジフテリア、破傷風）	13歳未満
ポリオ	生後3～90ヶ月未満
BCG	生後6ヶ月歳未満
MR2種混合（麻しん・風しん）	生後12～24ヶ月未満（1期） 5～7歳未満であり小学校就学前1年間（2期） 中学校1年生に相当する年齢（3期）（※3） 高校3年生に相当する年齢（4期）（※3）
日本脳炎	生後6～90ヶ月未満（1期初回） 生後6～90ヶ月未満（1期追加 初回後1年以上あける） 9～13歳未満（2期）

- ※1 実際の接種時期は市町村によって異なります。詳しくは母子手帳を参照するか、市町村立健康（保健）センター等に問い合わせして下さい。（付録区-3 78ページ）
- ※2 これ以外の予防接種（インフルエンザ、おたふくかぜ、水痘、肝炎等）は有料となりますので、係り付けの医療機関等とよく相談して接種して下さい。
- ※3 平成20年度から5年間の期限付きの措置です。

### 3. 健康診断

各市町村では生後4カ月、18カ月、42カ月などに無料健康診断を行っています。時期や手続きは市町村によって異なりますので、詳しくは、市区町村の保健センターに問い合わせして下さい。通知は各市町村から郵送されてきます。



## 4. 乳幼児の医療費

### (1) 乳幼児医療助成

子供の医療費は子供の扶養者の健康保険でまかなわれます。通常、かかった費用の3割を自己負担しなければなりません。

市町村によっては、乳幼児の医療費の一部を負担しているところがありますので詳しくは市町村児童福祉担当窓口の他、保健所や国民健康保険窓口にお問い合わせ下さい。(付録Ⅹ-1 62ページ)

### (2) その他の助成

未熟児、身体障がい児、特定の慢性の病気などについては医療費を公費で負担する制度があります。詳しくは保健所(付録Ⅹ-3 77ページ)または福祉事務所(付録Ⅹ-1 62ページ)にお問い合わせください。